

札幌市学校施設冷房設備整備事業

基本協定書（案）

●年●月●日

札幌市

【代表企業名】

【協力企業名】

## 目 次

第1条（用語の定義）	1
第2条（趣旨）	1
第3条（事業契約の締結）	1
第4条（準備行為）	3
第5条（資金調達協力義務）	3
第6条（業務の委託等）	3
第7条（事業契約の不成立）	3
第8条（談合等不正行為があった場合の措置）	3
第9条（反社会的行為があった場合の措置）	4
第10条（遅延利息）	4
第11条（秘密保持）	4
第12条（協定の有効期間）	4
第13条（協議）	5
第14条（準拠法及び裁判管轄）	5
別紙 各業務の委託又は請負企業一覧	II

## 札幌市学校施設冷房設備整備事業 基本協定書

札幌市学校施設冷房設備整備事業（以下「本事業」という。）に関して、札幌市（以下「市」という。）と●●グループ（以下「応募グループ」という。）を構成する代表企業としての【代表企業名】並びに協力企業としての【協力企業名】及び【協力企業名】との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （用語の定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「協力企業」とは、代表企業から直接業務を受託又は請け負う者をいう。
- (2) 「グループ構成企業」とは、代表企業及び協力企業を個別に又は総称していう。
- (3) 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- (4) 「事業契約」とは、市と事業者との間で締結する札幌市学校施設冷房設備整備事業に関する事業契約をいう。
- (5) 「提案書」とは、応募グループが本事業の入札手続において市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式をいう。
- (6) 「代表企業」とは、応募グループを代表し、応募手続を行う者をいう。
- (7) 「入札説明書等」とは、市が本事業の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。

### （趣旨）

第2条 本協定は、本事業の入札手続において応募グループが落札者として決定されたことを確認し、第3条の規定に基づき代表企業と市との間で事業契約を締結し、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （事業契約の締結）

第3条 市及びグループ構成企業は、入札説明書等及び提案書に基づき、市と代表企業との間において【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日を目途として事業契約に係る仮契約を締結することに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。

- 2 グループ構成企業は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、市の要望を尊重する。
- 3 市は、事業契約の締結がなされる前に、グループ構成企業のいずれかに以下の各号に定める事由が生じた場合には、事業契約を締結しないことができる。
  - (1) 公正取引委員会が、本事業の入札手続に関し、グループ構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合に

あつては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令) を行ったとき。

- (2) 公正取引委員会が、本事業の入札手続きに関し、グループ構成企業に違反行為があつたとして行った独占禁止法第 76 条に規定する排除措置命令等に対し、グループ構成企業が、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて却下又は請求棄却の判決が確定したとき。
  - (3) 本事業の入札手続きに関し、グループ構成企業又はグループ構成企業の役員若しくは使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下「刑法」という。)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の罪を犯し、その刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
  - (4) 前 3 号に規定するもののほか、本事業の入札手続きに関し、グループ構成企業又はグループ構成企業の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 4 市は、事業契約の締結がなされる前にグループ構成企業のいずれかに以下の各号に定める事由が生じた場合には、事業契約を締結しないことができる。
- (1) グループ構成企業の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号。本条において以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員がグループ構成企業の経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) グループ構成企業の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) グループ構成企業の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) グループ構成企業の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の締結に当たり、その相手方が第 1 号ないし前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) グループ構成企業が、第 1 号ないし第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、市がグループ構成企業に対して当該契約の解除を求め、グループ構成企業がこれに従わなかったとき。

(準備行為)

第4条 グループ構成企業は、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為ができ、市は必要かつ可能な範囲でグループ構成企業に対して協力する。

(資金調達協力義務)

第5条 代表企業は、提案書に従い、資金調達を実現させるために最大限努力する。

(業務の委託等)

第6条 代表企業は、別紙に従い、本事業に関する業務について、自らの担当する業務を実施するとともに、別紙に記載の者にそれぞれ委託し若しくは請け負わせるものとする。

2 協力企業は、別紙に従い、本事業に関する業務を、自ら受託し又は請け負う。

(事業契約の不成立)

第7条 市及びグループ構成企業のいずれの責にも帰すべからざる事由により市と代表企業が事業契約の締結に至らなかった場合には、既に市及びグループ構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 いずれかのグループ構成企業の責に帰すべき事由により市と代表企業が事業契約の締結に至らなかった場合(第3条第3項又は第4項に該当する場合を含むが、これに限られない。)には、既に市が本事業の準備に関して支出した一切の費用は、グループ構成企業が連帯して負担するものとする。

(談合等不正行為があった場合の措置)

第8条 第3条第3項各号のいずれかの事由が生じた場合には、事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、グループ構成企業は連帯して、市の請求に基づき、落札価格(事業契約締結後は事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。))の100分の20に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項各号のいずれかの事由により市に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合には、市は、グループ構成企業に対し、その超過分につき賠償を請求することができ、グループ構成企業は連帯して、当該賠償金を市の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項に基づき市がグループ構成企業に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事由に関して事業契約に基づき市が代表企業から受領した違約金又は損害賠償金があるときは、グループ構成企業は、代表企業が市に支払った合計金額を控除した額を支払えば

足りるものとする。

(反社会的行為があった場合の措置)

- 第9条 第3条第4項各号のいずれかの事由が生じた場合には、事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、グループ構成企業は連帯して、市の請求に基づき、落札価格（事業契約締結後は事業契約における契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。））の100分の10に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項各号のいずれかの事由により市に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合には、市は、グループ構成企業に対し、その超過分につき賠償を請求することができ、グループ構成企業は連帯して、当該賠償金を市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項に基づき市がグループ構成企業に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事由に関して事業契約に基づき市が代表企業から受領した違約金又は損害賠償金があるときは、グループ構成企業は、代表企業が市に支払った合計金額を控除した額を支払えば足りるものとする。

(遅延利息)

- 第10条 グループ構成企業が前2条に定める違約金その他本協定に基づき負担する債務を市の指定する期間内に支払わない場合には、グループ構成企業は、連帯して、当該期間を経過した日（同日を含む。）から支払いを行った日（同日を含む。）までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）を乗じて計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。

(秘密保持)

- 第11条 市及びグループ構成企業は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他の公的機関により開示が命ぜられた場合、市又はグループ構成企業が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対し、本契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合（ただし、かかる開示により情報を受領する者が法令により本条の義務と同等以上の秘密保持義務を負う場合には、秘密保持義務を課する必要はない。）、又は市が札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。その後の改正を含む。）その他の法令（市の条例・規則を含む。）に基づき開示する場合は、この限りでない。

(協定の有効期間)

- 第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の終了日までとする。ただし、事

業契約の締結に至っていない場合において、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知したときは、当該通知の日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 10 条から前条、本項並びに次条及び第 17 条の規定の効力は存続する。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本協定の解釈に関して疑義を生じた場合には、その都度、市及びグループ構成企業が協議のうえ、これを定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第 14 条 本協定は日本国の法令に従い解釈し、本協定に関する紛争又は訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書〇通を作成し、市並びに各グループ構成企業は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

市	住 所	札幌市中央区北1条西2丁目
	代表者	札幌市長 秋元 克広

代表企業	住 所	
	商 号	
	代表者	

協力企業	住 所	
	商 号	
	代表者	

協力企業	住 所	
	商 号	
	代表者	

別紙 各業務の委託又は請負企業一覧

① 設計業務

住所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代表者 【○○○○○】

② 施工業務

住所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代表者 【○○○○○】

③ 工事監理業務

住所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代表者 【○○○○○】

④ 所有権移転業務

住所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代表者 【○○○○○】

※複数者で各業務を分担する場合はそれぞれが担う業務内容を記載すること。